

令和５年度 我孫子市いじめ問題対策連絡協議会会議録

1 会議の名称	令和５年度 我孫子市いじめ問題対策連絡協議会
2 開催日時	令和５年５月２２日（月）午後２時００分～午後４時００分
3 開催場所	議会棟Ａ・Ｂ会議室
4 出席者	委員：１０名 國本委員（法務局柏支局長） 秋永委員（柏児童相談所長代理 調査第二課長） 鈴木委員（民生委員児童委員協議会長） 羽角委員（千葉県弁護士会） 星野委員（市長） 青木委員（副市長） 丸委員（教育委員会教育長） 飯田委員（健康福祉部長） 星委員（子ども部長） 山田委員（教育総務部長） 事務局：９名 子ども相談課 ５名 教育委員会指導課 ４名
5 欠席者	３名 岩瀬委員（我孫子警察署長） 岩部委員（我孫子医師会） 佐藤委員（柏人権擁護委員協議会） 佐藤委員（川村学園女子大学）
6 議題	（１）我孫子市いじめ問題対策連絡協議会の概要について （２）我孫子市小中学校におけるいじめ防止の取組について ア いじめ防止対策担当の取組について イ 我孫子市いじめ防止基本方針の一部改正について （３）いじめ問題対策に対する主な機関・団体の取組等について
7 公開・非公開の別	公開
8 傍聴人の数	０名
9 会議の内容	（１）開会 ○会長より開会の挨拶 ○委員紹介 ○副会長の指名

(2) 議事

①我孫子市いじめ問題対策連絡協議会の概要について事務局（子ども相談課）より説明。

②我孫子市小中学校におけるいじめ防止の取組について事務局（教育委員会指導課）より説明。

いじめについてのアンケートの報告、小中学校におけるいじめ防止対策として、市内全小中学校への巡回訪問を柱とする取り組みについて説明、Q－U検査に基づいたいじめ防止対策等の紹介。

・星野委員より：市職員で経験不足の若い職員が増えているが、教員も同様ではないかと思う。経験不足で子どもからの情報収集能力が不足することが懸念されるが実情はどうか。

事務局（指導課）：若い教員が増えているのは事実。何かあった時は学年で共有することや、管理職にも報告することなどを伝えている。

星野委員より：自分から発信できないこともあろうかと思う。上司から気にかけてフォローしていくようお願いしたい。

③我孫子市いじめ防止基本方針の一部改正について事務局（教育委員会指導課）より説明。

一部改正に至る経緯として、昨年度発生したいじめの重大事態について説明。

いじめ防止基本方針の『第3章2項（2）調査主体について』に、これまでは「調査主体は、教育委員会とする。」と規定していたところを、「調査主体の判断は、教育委員会が行う。」と改正したい。これまでの解釈では学校は調査主体とはなり得なかったが、今後は教育委員会と学校で協議し、必要に応じて学校も調査主体となれることを目的としている。文部科学省のガイドラインでも同様の記載があることを参考にしている。

先日実施したいじめ防止対策委員会でも一部改正内容について報告し、反対意見等が無かった。本協議会でも同様であれば一部改正を実施することとしたい。

一部改正に至った重大事案について星野委員、國本委員、青木委員より質問あり

・羽角委員より：改正自体に異論はないが、文部科学省のガイドラインで重大事態は生命心身財産重大事態と、不登校重大事態の2つに分類されており、

不登校重大事態の調査主体は学校、生命心身財産重大事態は教育委員会が主体となることを基本としている。今回の改正による市の方針としては、この基本に則らず、ケースバイケースで判断するという理解で良いか。

事務局（指導課）：事案を精査し、教育委員会と学校どちらが調査主体を担うのが適しているかを判断していきたいと考えている。

- ・丸委員より：県や他自治体の基本方針を参考にしている。調査主体を明記するよりも柔軟な対応ができることが重要と考えている。
- ・星野委員より：今回の改正はあくまで教育委員会が調査主体を判断するということを示しているのもであって、教育委員会が対応しないことを示すものではない。表現が難しいところがある。事案への対応の迅速性の観点などから学校が調査主体になることもあれば、学校の調査では困難が生じる場合などは教育委員会が調査主体となることも当然想定している。
- ・丸委員より：生命心身財産の重大事態では警察などとも連携していく。学校だけで対応するものとは考えていない。
- ・星野委員より：学校が調査主体となる場合であっても、教育委員会は何も対応しないのではなく、学校と一緒に事案に取り組んでいくことを確認しておきたい。改正に異論等なければこの内容で決定したい。

④いじめ問題対策に対する主な機関・団体の取組等について

- ・羽角委員より：ここ数年でいじめの第三者委員会の弁護士会への推薦依頼が急増している。保護者が重大事態と宣言した時点でみなし重大事態となるという文部科学省のガイドラインになっているため対応が生じる。調査には時間を要するので、対応できる弁護士の不足が深刻化している。弁護士会は弁護士の集まりであって、報告書を作成した弁護士に手当を出すという組織体ではない。本業の傍らでいじめ問題にも対応しているため、現状は厳しい。数百ページに及ぶ報告書を数千円の報酬で対応した事例もある。日弁連も弁護士の費用感覚を考慮して欲しいという意見を出しており、東葛市内でも当年度は困難でも来年度に予算措置してもらったことがある。また、千葉県や千葉市で危機管理体制（教員側の不祥事）に弁護士が調査に入るといった動きもある。依頼をしないで欲しいということではなく、法で求められているものでもあるので引き続き相談して欲しいが、こうした側面も理解して欲しい。

- ・星野委員より：推薦依頼の増加はコロナ禍の影響もあるか。
- ・羽角委員より：コロナ禍以前から純増してきている。コロナ禍の影響を受けているのは児童虐待。いじめ問題は、保護者同士の人間関係など、保護者側のいじめ問題への対応による影響を受けて増えてきていると感じている。
- ・國本委員より：6月1日が人権擁護委員の日。通常の営業に加えて人権啓発活動を実施して地域住民に人権への理解を深めるための活動をしている。先日の報道で14歳までの死因で自殺が1位となったとあり、小児科救急医が「自殺を図った児童に施せる処置は限られるため。もっと早い段階での対応が必要」と話しているという記事があった。このことは人権擁護委員の中で共有していきたいと考えている。
- ・鈴木委員より：例年、学校に訪問して心配な子どもの情報を共有したり、行事に参加して子どもの様子を見るなどの活動をしていたが、コロナ禍を受けて学校側が受け入れに消極的になる場面が増えた。また、受け入れの是非に対する考え方にも相違があると感じている。学校での子どもたちの様子が分からなくなっている。
- ・丸委員より：今年度から学校行事はコロナ禍以前と同様に行うこととしている。児童委員との連携は重要と考えるので、各学校に周知していきたい。
- ・星野委員より：心配な様子の子どもへの気付きを得るためには複数の目が必要。教員への助けにもなるだろう。コロナ禍では学校側にも学級閉鎖など難しい問題があったが、今後はより密に連携し合っていると良いと考える。